

緊急事態宣言全面解除に伴う審査業務再開について

2020年5月27日

一般財団法人日本データ通信協会 Pマーク審査部

5月25日に新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言が、政府により全面解除されたことに伴い、日本データ通信協会におけるプライバシーマーク審査を次のように順次再開いたします。

1.再開における基本的な考え方

プライバシーマーク制度を運用する一般財団法人 日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の提示する再開方針に従い、順次プライバシーマーク審査を再開いたします。

JIPDEC プライバシーマーク制度のHP「新型コロナウイルス感染症への対応」

→「審査業務の再開について」(5月27日付)

URL: <https://privacymark.jp/news/system/2020/0527.html>

緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルスへの感染リスクには十分配慮する必要があります。当協会では感染症拡大防止対策を講じたうえで、各種対策へのご協力、ご理解を得られる審査対象事業者の皆様から、現地審査等を順次再開いたします。

2.更新申請事業者への審査について

電子メールなどによる申請受付を推奨しておりますので、自社が定める安全管理施策に配慮したうえでご利用ください。なお、郵送による更新申請受付を再開しております。

また、現地審査も再開いたしますが、実施日程につきましては、当協会の審査リーダーから、ご申請いただいた事業者様の窓口ご担当者様にご連絡して調整させていただきます。時期変更のご要望がございましたら、その際にお申し出ください。

感染症拡大防止対策として、事業者の皆様にご協力いただく事項もございますので、よろしく願います。

3.新規申請事業者への審査について

新規申請受付を停止していましたが、再開いたします。

なお、審査実施時期につきましては、ご希望を伺いながら調整させていただきます。

4.各種ご相談窓口

次の電子メールアドレス宛にご連絡願います。

Pマーク審査部事務局: pminfo@dekyo.or.jp ※◎を@に置き換えてご利用ください。

以上